事業承継
M&A 補助金

事業承継・M&A補助金

【16次公募】
PMI推進枠 公募説明会

事業承継・M&A補助金【16次公募】の概要

事業承継・M&A補助金事務局

本補助金（16次公募）のスケジュール

事業承継 M&A 補助金

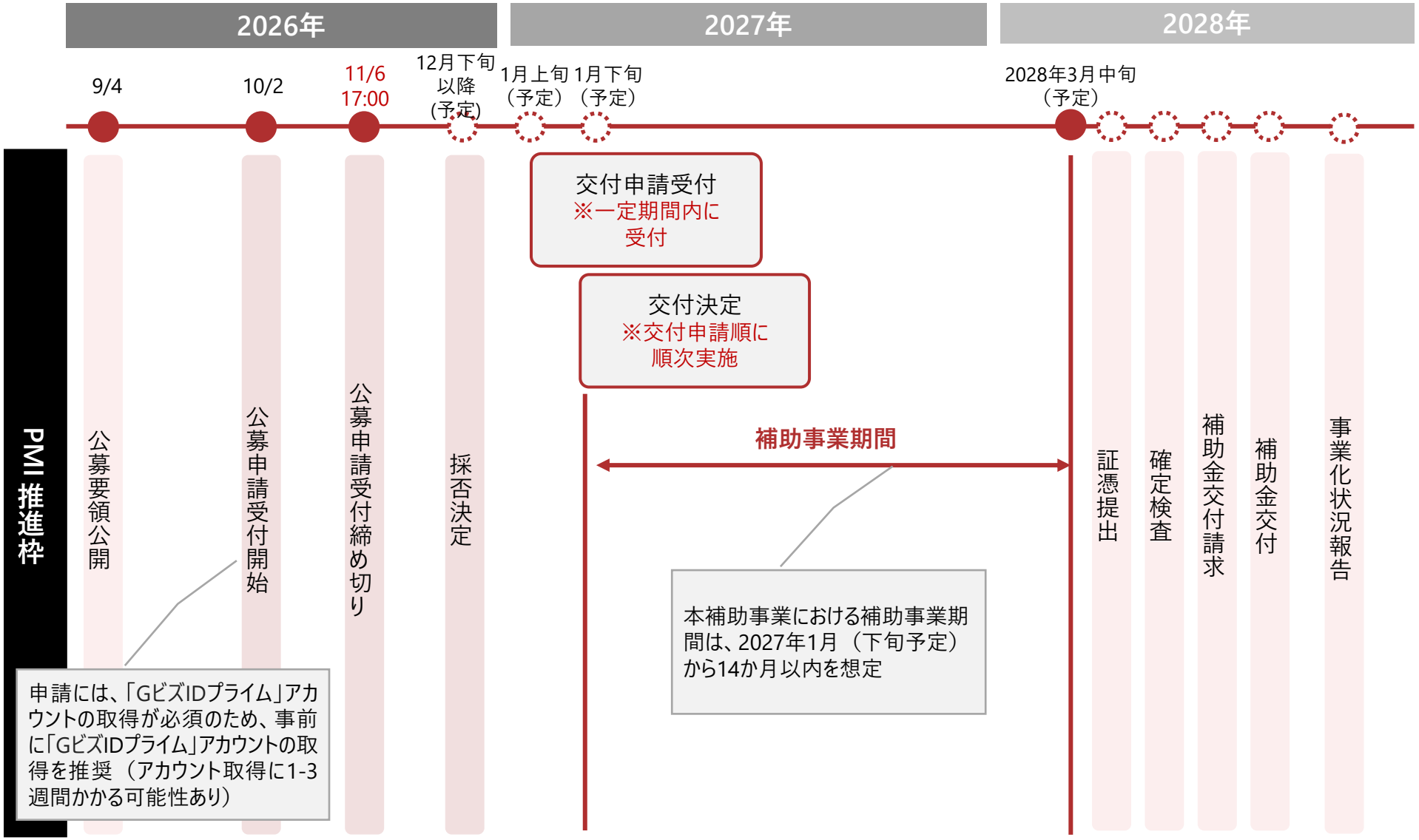

16次公募の公募申請～交付決定のプロセス

事業承継 M&A 補助金

①公募申請	②採択	③交付申請	④交付決定
10/2	11/6 17:00	12月下旬以降（予定）	2027年1月上旬（予定）
補助金の制度内容への理解	申請内容の修正依頼（事務局→申請者）	業務委託先（専門家）からの見積書取得 ※相見積書含む	交付申請内容をもとにした事務局確認（随時）
GビズIDの取得（未取得の場合）	申請内容をもとにした事務局での審査	採択内容に基づく申請内容の具体化	交付決定通知書の発行
専門家への相談等			
補助事業計画の立案（目的、実施事項、経費等）			
必要書類の取得			
Jグランツから申請実施	Jグランツ上で採否確認	Jグランツから申請実施	補助事業開始 ※契約、発注実施

採択を受けた事業者は、
約4か月の間に交付申請を実施いただく
（随時受付）
→交付申請の受理に応じて、
随時交付決定を実施

事業承継・M&A補助金の各事業枠について

事業承継 M&A 補助金

事業承継・M&A 前	事業承継・M&A 中	事業承継・M&A 後
親族や従業員承継に向けた事業承継前の取組を支援	**中小M&A**による経営資源の引継ぎに係る取組を支援	M&A後の円滑な統合（**PMI**）、及び統合効果の最大化を支援

親族内従業員承継

- 事業承継促進枠

中小M&A

- 専門家活用枠
  - 買い手支援類型
  - 売り手支援類型
  - 買い手支援類型（100億企業特例）
  - 小規模売り手支援類型
- PMI推進枠
  - PMI専門家活用類型
  - 事業統合投資類型

廃業

- 廃業・再チャレンジ枠
  - 再チャレンジ申請（単独申請）
  - 併用申請

企業の**廃業や新たなチャレンジ**を支援

PMI推進枠

M&Aの一般的なプロセス

事業承継 M&A 補助金

中小M&Aガイドラインをベースとした、中小M&Aの一般的なプロセスは以下の通りです

専門家の選定	バリュエーション（企業価値評価、事業価値評価）	マッチング	基本合意締結	デュー・ディリジェンス（DD）	最終契約締結	クロージング	PMI
M&Aを実施するにあたり、仲介者やFA（フィナンシャル・アドバイザー）等の専門家を選定する	専門家によって、様々な価値評価手法を用いて売り手の企業・事業の価値評価を行う	譲り渡し側と譲り受け側がM&Aの当事者となり得る者として接触し、交渉に向けた検討を行う	M&Aに関する交渉を行うことを決定した場合に、その時点における了解事項を書面化し、合意を図る	対象企業における各種のリスク等を精査するため、主に譲り受け側が専門家に依頼して調査を実施する	M&Aにおける交渉内容を書面化し、契約締結を行う	最終契約に伴い、株式・財産の譲渡や譲渡代金（譲渡対価）の全部または一部の支払を行う	クロージング後に、譲り受け側による経営統合等の一連の作業を実施する
【選定/実施例】	**【選定/実施例】**	**【選定/実施例】**	**【選定/実施例】**	**【選定/実施例】**	**【選定/実施例】**	**【選定/実施例】**	
仲介者	簿価純資産法	ティーザーの作成/検討	意向表明書の提出/受領	財務、税務DD	最終契約書の締結	譲渡代金の授受	
FA	時価純資産法	NDA締結	基本合意書の締結	法務DD			
※当補助事業におけるM&A交渉等の支援は、M&A支援機関登録先に限る	類似会社比較法	IM作成/検討		ビジネスDD			

中小M&Aの目的

M&Aの目的は様々であるが、**中長期的には譲受側・譲渡側が一体となって成長を目指すこと**が重要である

中小M&Aの目的2種

持続型M&A	経営不振や後継者不在等の課題をM&Aにより解決し、企業・事業の存続を維持し、地域経済や従業員雇用を維持することを目的とする

ゆくゆくは目的の比重をシフト

成長型M&A	シナジーの創出や事業転換により、企業・事業の成長・発展を目的とする

統合におけるシナジー（synergy）とは

- 2つ以上の企業または事業が統合することで、それぞれが単独で運営されるよりも、生み出される価値が大きくなる（「1+1」以上の価値が生じる）相乗効果をいう
- シナジーは、売上拡大につながる「売上シナジー」と、売上原価や販管費といったコストの削減につながる「コストシナジー」に大きく分類される

PMI（Post-Merger Integration）とは

主にM&A成立後に行われる統合に向けた作業であり、
M&Aの目的を実現させ、統合の効果を最大化するために必要なものである
※M&Aの成立はゴールではなく、M&Aの目的を達成するためのスタートである

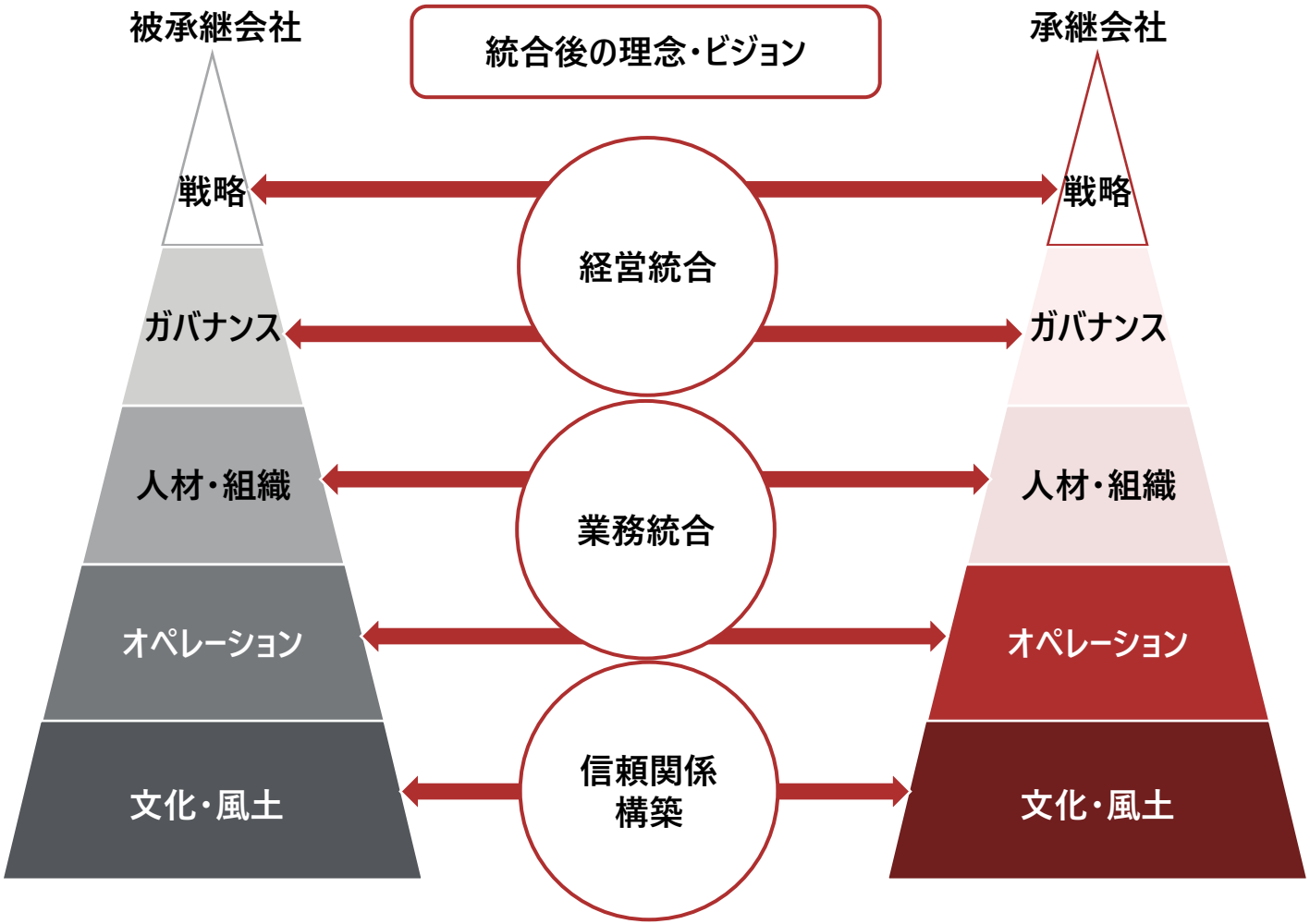

＜PMIの取組領域＞

◆ 経営統合

異なる経営方針のもと経営されていた2社の経営の方向性、経営体制、 仕組み等の統合を目指す取組

◆ 業務統合

事業（開発・製造、調達・物流、営業・販売）や、管理・制度（人事、会計・財務、法務）に関する統合を目指す

◆ 信頼関係構築

組織・文化の融合に向けて実施するべき取組。
経営ビジョンの浸透や、従業員の相互理解、取引先との関係構築等を目指す

プレPMIとPMI

M&A成立後にPMIプロセスを円滑にスタートするためには、M&A成立前の段階からM&Aの目的の実現に必要となるPMIにおける取組を意識し、DD等の調査を通じて譲渡側に関する情報を可能な限り取得しておくことが重要です

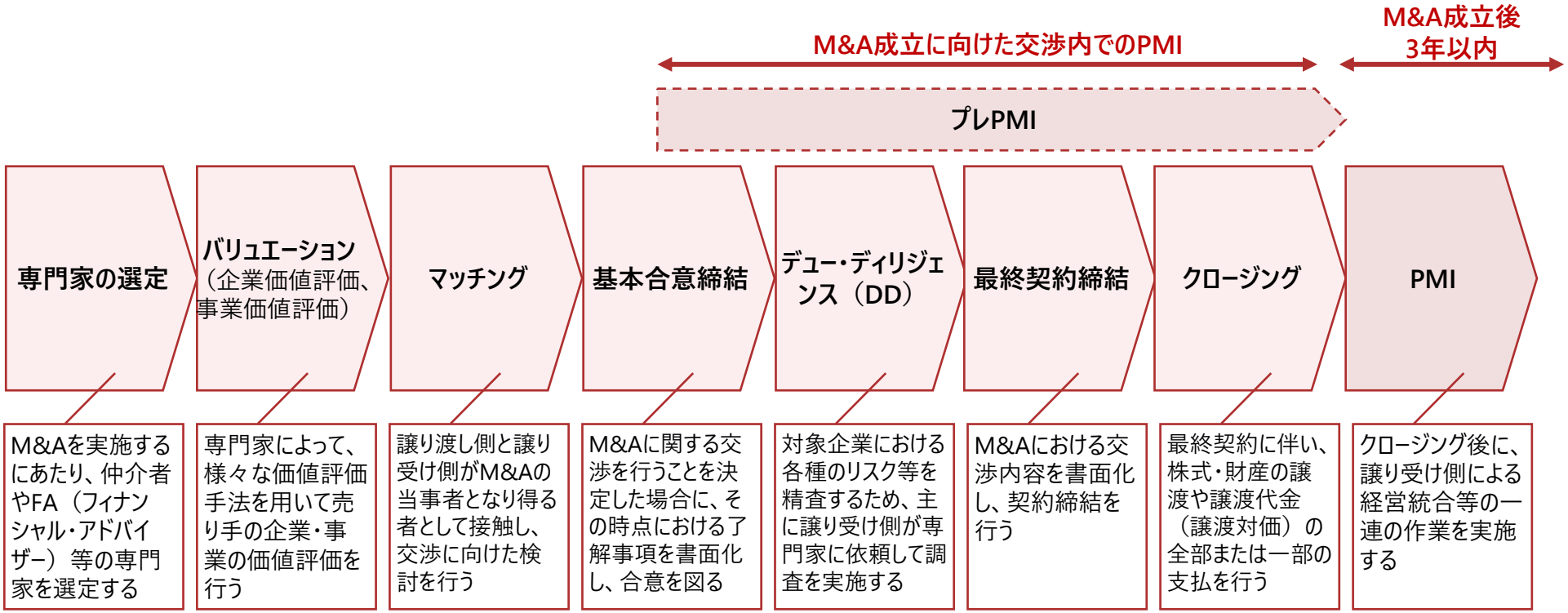

- ■ 一般的にプレPMIに位置付けされるデュー・ディリジェンス（DD）費用は専門家活用枠での補助対象となります
- ■ クロージング後のPMI費用が、PMI推進枠での補助対象となります

PMI推進枠の概要

事業承継 M&A 補助金

PMI推進枠には2つの支援類型があり、目的に応じて類型を選んでいただきます

	※同一公募回での申請は不可	補助事業の概要	対象となる事業内容	対象となる実施内容
当補助事業の要件を満たすM&Aの実施	PMI専門家活用類型※	PMIを実施する中小企業者等が、PMIに係る専門家を活用することによって、円滑なPMI推進を支援する類型	■ 金融機関（関連会社を含む）または弁護士、会計士、税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等の専門家による助言のもと、経営統合、事業統合等のPMIを実施する事業	■ 統合計画、100日プランの策定 ■ 中期経営計画、事業計画等の修正 ■ 定款・登記変更 ■ 人事・給与に係る各種規定・制度の見直し ■ 年金制度の見直し ■ 人材配置の最適化検討 ■ 会計処理方針の統一、連結決算作成対応 など
	事業統合投資類型※	統合効果（PMI）の最大化を図り、生産性向上を目的とする設備投資等を行う中小企業等を支援する類型	■ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、統合効果（PMI）の最大化を図り、生産性の向上を目的とする設備投資等が実施される事業 ■ 設備投資等を実施することにより、ディスシナジー（＝投資しないことによって生まれる非効率）の解消やコストシナジーの創出が見込まれる事業	■ 工場、製造ライン、物流等サプライチェーンの統合に係る設備導入、及び導入のための工事 ■ 業務統合・効率化を目的としたシステムの導入・最適化など ■ 販路の拡大・開拓に向けたコンサルティング、ロゴデザイン等の統一、看板の制作 など

補助対象と認められないM&A事例

事業承継 M&A 補助金

【承継者と被承継者による実質的な事業再編・事業統合が行われたとみなされない例】

- 事業再編・事業統合の後に承継者が保有する対象会社または被承継者の議決権（注1）が過半数にならない場合
- 事業再編・事業統合の前に承継者が保有する対象会社または被承継者の議決権が過半数の場合
- 被承継者または被承継者の株主と承継者との関係が本人または同族関係者（注2）である場合
- 被承継者または対象会社と承継者との関係が支配関係のある法人である場合（注3）
- グループ内の事業再編に相当する場合
- 物品・不動産等のみの売買に相当する場合
- 親族間の事業承継に相当する場合
- 事業再編・事業統合における取引価格が、補助対象経費（専門家への委託費用等）に比して低額等であり、取引価格の合理性が確認できない場合
- 事業譲渡における譲渡価格が0円（無償）である取引や、株式譲渡における株価1円である取引等のうち、取引価格の合理性が確認できない場合
- 事業譲渡において、有機的一体な経営資源（設備、従業員、顧客等）の引継ぎが行われていない場合
- 休眠会社や、事業の実態がない状態の会社におけるM&A等
- 開業直後の事業主からの事業譲渡等において、その正当性が確認できない場合
- 上記各事例の他、事業再編・事業統合が行われたことを客観的に確認できない場合

（注1）ただし、吸収分割、事業譲渡の場合は除く。
（注2）同族関係者の定義は、法人税施行令第四条を適用するものとする。
（注3）支配関係の定義は、法人税法第二条十二の七の五を適用するものとする。

デュー・ディリジェンス（DD）の取扱い

事業承継 M&A 補助金

PMI推進枠の2類型では、買い手によるDDの実施は任意です。実施した場合は加点対象として評価されます

DDは加点項目です

- 実施は必須要件ではありません
- 実施した場合は加点対象として審査で評価されます
- **セルフDD（自社で実施するDD）は加点の対象外です**

※PMI専門家活用類型・事業統合投資類型のいずれも同じ取扱いです
※詳細は16次公募要領を必ずご確認ください

PMI推進枠

PMI専門家活用類型

PMI推進枠の概要

事業承継 M&A 補助金

PMI推進枠には2つの支援類型があり、目的に応じて類型を選んでいただきます

当補助事業の要件を満たすM&Aの実施

※同一公募回での申請は不可

	補助事業の概要	対象となる事業内容	対象となる実施内容
PMI専門家活用類型※	PMIを実施する中小企業者等が、PMIに係る専門家を活用することによって、円滑なPMI推進を支援する類型	■ 金融機関（関連会社を含む）または弁護士、会計士、税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等の専門家による助言のもと、経営統合、事業統合等のPMIを実施する事業	■ 統合計画、100日プランの策定 ■ 中期経営計画、事業計画等の修正 ■ 定款・登記変更 ■ 人事・給与に係る各種規定・制度の見直し ■ 年金制度の見直し ■ 人材配置の最適化検討 ■ 会計処理方針の統一、連結決算作成対応 など
事業統合投資類型※	統合効果（PMI）の最大化を図り、生産性向上を目的とする設備投資等を行う中小企業等を支援する類型	■ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、統合効果（PMI）の最大化を図り、生産性の向上を目的とする設備投資等が実施される事業 ■ 設備投資等を実施することにより、ディスシナジー（＝投資しないことによって生まれる非効率）の解消やコストシナジーの創出が見込まれる事業	■ 工場、製造ライン、物流等サプライチェーンの統合に係る設備導入、及び導入のための工事 ■ 業務統合・効率化を目的としたシステムの導入・最適化等 ■ 販路の拡大・開拓に向けたコンサルティング、ロゴデザイン等の統一、看板の制作 など

当補助事業の要件を満たすPMIについて

事業承継 M&A 補助金

補助事業期間において、PMI専門家と補助対象者の間で契約が締結された上で、M&Aクロージング後のPMIが実施される予定であることが要件となります

対象となるPMIの内容については、次ページの対象となる補助事業を参照してください。なお、補助対象事業となるPMIは上記に該当するほか、下記要件を充足するものとします。

- 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後にPMIを実施することにより、売上シナジー・コストシナジーの創出やディスシナジー（＝ 投資しないことによって生まれる非効率）の解消が見込まれること。
- 【単独申請の場合】事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後（M&Aのクロージング後）、3年以内に実施するPMIであること。※当公募回の公募申請期日時点でM&Aのクロージング日から3年を超えていないことを要件とする。
- 【単独申請の場合】交付申請時点において、承継者と被承継者によるM&Aにおいて最終契約をしていること。
- 【同時申請の場合】クロージング前であっても交付申請が可能であるが、交付申請時点において、対象M&Aの「最終契約」が締結されていること。なお、対象M&Aが補助事業期間内にクロージングに至らなかった場合、PMI推進枠の要件を満たさないと判断され、PMI費用は補助対象外となるため注意すること。
- PMIを実施する専門家は、金融機関（関連会社を含む）または弁護士、会計士、税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等が実施するものであること。※なお、不正等が発覚した場合には、所属先名称に加えて専門家の個人名を公表する。実績の有無は問わない。
- 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後にPMIを実施することで、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。
- 実施するPMIの内容を検討する際には、PMIガイドラインを参照すること。（中小PMIガイドライン）
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/pmi_guideline.pdf

対象となる補助事業

事業承継 M&A 補助金

外部専門家の活用による、中小PMIガイドライン上の「経営統合」及び「業務統合」に係るPMIが補助対象事業となります

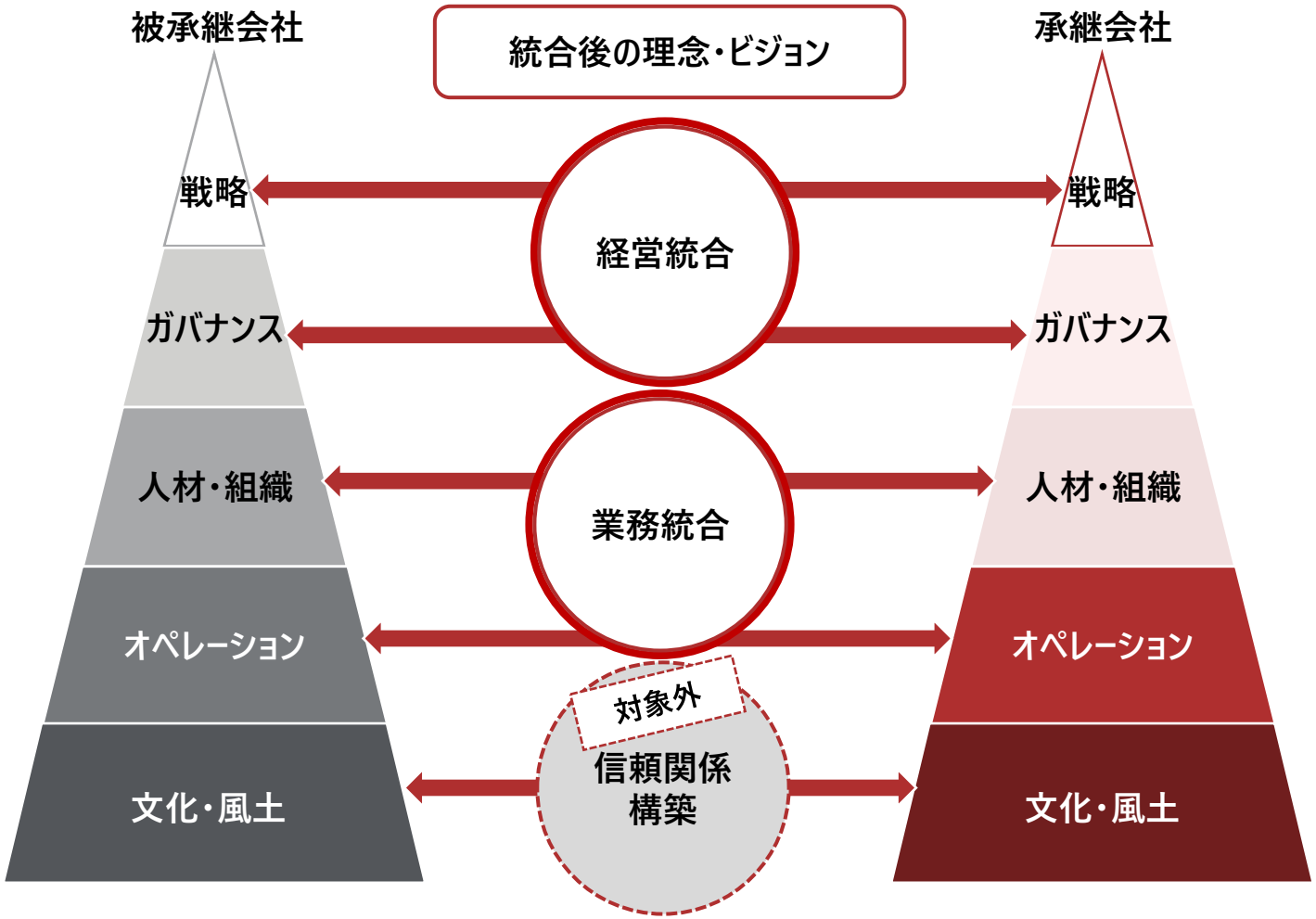

＜PMIの取組領域＞

◆ 経営統合

異なる経営方針のもと経営されていた2社の経営の方向性、経営体制、 仕組み等の統合を目指す取組

◆ 業務統合

事業（開発・製造、調達・物流、営業・販売）や、管理・制度（人事、会計・財務、法務）に関する統合を目指す

◆ 信頼関係構築

組織・文化の融合に[illegible]実施するべき取組。
経営ビジョ[illegible]や、従業員の相互理解、取引先との関係構築等を目指す

対象外

申請の種類（単独申請 / 同時申請）

事業承継 M&A 補助金

PMI専門家活用類型には、2種の申請パターンがあります

	単独申請	同時申請
対象者	公募申請時に **対象M&Aの基本合意済（クロージング後3年以内）** の買い手	公募申請時に **M&A実施前**かつ**専門家活用枠と同一公募回での申請を行う** 買い手
注意点	基本的には、以下の条件を満たすM&AのPMIが対象となる（基本合意済～クロージング後3年以内） ■ 公募申請時点で、対象となるM&Aの基本合意または最終契約締結がなされていること（交付申請時点で最終契約締結） ■ 公募申請期日時点で、M&Aのクロージングから3年を超えていないこと ■ 交付申請時点で最終契約が完了していること	専門家活用枠と同時の申請となることから、PMIの前提となる、M&A専門家との契約が未締結である案件が申請対象となる （そのため、対象M&Aがクロージングとなる確度は必ずしも高くない想定である） ■ 専門家活用枠との同時採択を想定 （専門家活用枠の申請が不採択となった場合は、PMI推進枠も不採択となる） ■ 対象となるM&Aがクロージングに至らなかった場合、当類型で申請した経費は補助対象外となる ■ プレPMI費用（DD費用等）は対象外

ご自身のM&Aの進捗、状況に応じて適切な類型にて申請してください

補助対象者

事業承継 M&A 補助金

補助対象者は、M&Aの形態及び承継者の属性により、以下3パターンが対象となります

	1. 承継者（法人）	2. 承継者（個人事業主）	3. 承継者法人＋被承継者法人
実施したM&Aの形態	株式譲渡 吸収合併 第三者割当増資 吸収分割 株式交換 事業譲渡	事業譲渡	株式譲渡 株式交換 ※単独申請のみ
補助対象者	承継者（法人）	承継者（個人事業主）	承継者（法人） 共同申請 被承継者（法人）

補助上限額、補助率等

事業承継 M&A 補助金

PMI専門家活用類型

補助対象となる経費区分	謝金、旅費、委託費

- 同時申請において、補助事業期間にM&Aが実現しなかった場合は、PMI専門家活用に係る補助対象経費は補助対象外になる
- 同時申請において廃業費の併用を検討する際は、専門家活用枠（買い手支援類型（Ⅰ型））の申請フォーム内にて併用申請を実施すること

類型	申請パターン	補助率	補助下限額	補助上限額	
					上乗せ額（廃業費）
PMI専門家活用類型	単独申請	補助対象経費の2分の1以内	50万円	150万円	+300万円
	同時申請				–

※上表は補助率や補助額の概略である。詳細及び注意事項については、必ず公募要領を確認すること

対象となる経費 / 対象とならない経費

事業承継 M&A 補助金

【対象となる経費】

① 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
② 補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費
③ 補助事業期間終了後の実績報告で提出する証拠書類等によって、金額・支払い等が確認できる経費

【対象となる経費例】

p.23 p.24を参照

【対象とならない経費の一部】

- FA業務・仲介業務手数料、デュー・ディリジェンス（DD）費用等のM&A成約に向けた業務委託費用
- 説明会の開催や個別面談の実施、主要な取引先への対応（M&Aに関する説明、継続的なコミュニケーション）など、**信頼関係構築に関わる専門家支援費用**
- **対象士業との顧問契約の範囲内での対応**など、明確にPMIに係る支援・費用使途が特定できない費用

対象となる経費（例1）

事業承継 M&A 補助金

費用分類	支払相手（例）	概要
統合計画、 100日プランの策定	PMI専門家	➢ クロージング後の統合に係る具体的な行動計画の策定に係る専門家への費用
中期経営計画、 事業計画等の修正	中小企業診断士 経営コンサルタント	➢ 対象会社買収に伴う買い手（グループ）側の各種計画修正に必要な専門家への費用
PMO支援	PMI専門家	➢ 下記のようなPMO支援に係るPMI専門家への費用 • 統合計画に沿った具体的な行動計画、WBSの作成・管理 • 実行フェーズにおける課題等管理支援 • 統合進捗レポートの作成 • ステアリングコミッティ、全体会議の運営 • 各拠点・ワーキンググループ間のコミュニケーション促進支援、会議運営
定款・登記変更	司法書士	➢ 下記のようなクロージング後の組織再編に係る司法書士への書類作成等費用（一例） • 商号の変更 • 事業目的の変更 • 資本金の変更 • 事業所の統廃合（解散・閉鎖登記含む） • 役員及び株主名簿の変更 • 発行可能株式数の変更
人事・給与に係る各種規定・ 制度の見直し	社会保険労務士 人事コンサルタント	➢ 下記のような人事・給与制度の統廃合に係る専門家への費用 • 就業規則の見直し • 人事評価項目の設計、見直し • 給与体系、昇給昇格システムの設計、見直し • 福利厚生サービスの見直し、移管 • 退職金規定の設計、見直し
年金制度の見直し	税理士 社会保険労務士 人事コンサルタント	➢ 下記のような年金制度の設計、統廃合に係る専門家への費用 • 年金受託機関の選定 • DB型資産運用委託先検討 • DC型運用商品の選定 • 年金規約の作成 • 従業員への制度説明、同意取得

対象となる経費（例2）

事業承継 M&A 補助金

費用分類	支払相手（例）	概要
人材配置の最適化検討	社会保険労務士 人事コンサルタント	➢ 事業所や管理機能の集約にともなう被承継従業員を中心とした人材配置変更等の検討に係る専門家への費用
会計処理方針の統一、 連結決算作成対応	会計士、税理士	➢ 会計処理方針の統一や連結財務諸表、管理会計項目調整等に係る会計士・税理士への費用
税務処理の統一	税理士	➢ 下記のような処理方法の統一に係る専門家費用 • 電子帳簿保存法対応 • 消費税インボイス制度の導入対応 • 組織再編税制対応
PPA（取得原価配分）	会計士、税理士	➢ 取得原価のアロケーション、のれんの算出等に係る会計士、税理士への費用
各種契約承継フォロー	弁護士	➢ 契約主体・内容変更に係るリスク検討、交渉、届け出対応等
業務ワークフロー・KPIの見直し	中小企業診断士 経営コンサルタント	➢ 下記のような業務ワークフロー・KPIの見直し検討に係る専門家への費用 • 営業機能における担当エリア・企業の変更 • 営業機能における売上等のKPIの再設定 • 製造機能における製造ワークフローの変更 • 製造機能における生産目標等のKPIの再設定 • 物流機能における配送業者の見直しや共同配送に係る検討 • 在庫管理機能における管理方法、拠点の見直し • 調達機能におけるサプライヤーの見直し • 販売拠点の統廃合検討 • 広告宣伝・販促活動方針やチャネルの見直し • 総務機能における間接業務の見直し、備品仕入の統合 • 製品・サービス設計の変更、高付加価値化検討
TSA（Transition Service Agreement）締結費用	弁護士	➢ TSAのドラフト作成、交渉に係る弁護士への費用
ITシステム統合	ITコンサルタント	➢ 各種管理システム等の統合に係るITコンサルタントへの費用 ※システムに係る投資・導入費用は、PMI推進枠（事業統合投資類型）での申請を検討すること。 ➢ IT統合計画、WBS、要員計画の策定 ➢ PC・複合機等のオフィスインフラの要否検討

PMI推進枠

事業統合投資類型

PMI推進枠の概要

事業承継 M&A 補助金

PMI推進枠には2つの支援類型があり、目的に応じて類型を選んでいただきます

	※同一公募回での申請は不可	補助事業の概要	対象となる事業内容	対象となる実施内容
当補助事業の要件を満たすM&Aの実施	PMI専門家活用類型※	PMIを実施する中小企業者等が、PMIに係る専門家を活用することによって、円滑なPMI推進を支援する類型	■ 金融機関（関連会社を含む）または弁護士、会計士、税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等の専門家による助言のもと、経営統合、事業統合等のPMIを実施する事業	■ 統合計画、100日プランの策定 ■ 中期経営計画、事業計画等の修正 ■ 定款・登記変更 ■ 人事・給与に係る各種規定・制度の見直し ■ 年金制度の見直し ■ 人材配置の最適化検討 ■ 会計処理方針の統一、連結決算作成対応 など
	事業統合投資類型※	統合効果（PMI）の最大化を図り、生産性向上を目的とする設備投資等を行う中小企業等を支援する類型	■ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、統合効果（PMI）の最大化を図り、生産性の向上を目的とする設備投資等が実施される事業 ■ 設備投資等を実施することにより、ディスシナジー（＝投資しないことによって生まれる非効率）の解消やコストシナジーの創出が見込まれる事業	■ 工場、製造ライン、物流等サプライチェーンの統合に係る設備導入、及び導入のための工事 ■ 業務統合・効率化を目的としたシステムの導入・最適化など ■ 販路の拡大・開拓に向けたコンサルティング、ロゴデザイン等の統一、看板の制作 など

当補助事業の要件を満たす事業統合投資について

事業承継 M&A 補助金

補助事業期間において、事業統合投資に係る事業者と補助対象者の間で契約が締結された上で、統合の効果を最大化するための投資が実施される予定であることが要件となります

補助対象事業となる事業統合投資は上記に該当するほか、下記要件を充足するものとします。

- 公募申請時点で対象M&Aの基本合意または最終契約締結、交付申請時点で最終契約締結を行うこと。
- 補助事業期間を含む5年間の事業計画において、付加価値額または1人当たり付加価値額の伸び率が3%／年以上あること。※付加価値額＝営業利益 + 人件費 + 減価償却費
- 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、統合効果（PMI）の最大化を図り、生産性の向上を目的とする設備投資等が実施されること。
- 設備投資等を実施することにより、ディスシナジー（＝投資しないことによって生まれる非効率）の解消やコストシナジーの創出が見込まれること。
- 公募申請期日時点でM&Aのクロージング日から3年以内に実施する取組であること。※当公募回の公募申請期日時点でM&Aのクロージング日から3年を超えていないことを要件とする。
- 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。

（実施例）

➢ 工場、製造ライン、物流等サプライチェーンの統合に係る設備導入、及び導入のための工事

➢ 業務統合・効率化を目的としたシステムの導入・最適化等

➢ 販路の拡大・開拓に向けたコンサルティング、ロゴデザイン等の統一、看板の制作など

【補助対象とならない事業統合投資の要件】

士業等の専門家を活用したPMIの実施は補助対象外とする。

この場合はPMI推進枠（PMI専門家活用類型）の対象として検討すること。

対象となる補助事業

事業承継 M&A 補助金

M&A後の統合効果の最大化を図ることで生産性向上を目的とする設備投資等が補助対象事業となります

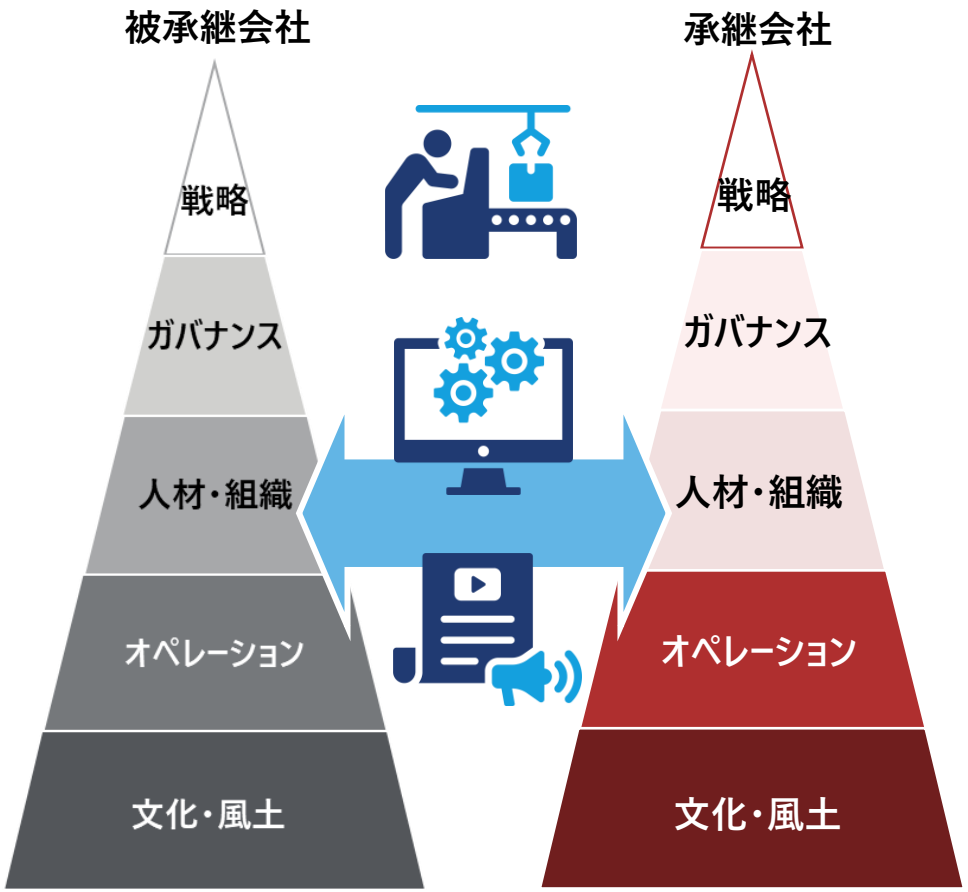

- M&A成立後の一定期間内にM&Aの目的を実現させ、統合効果（PMI）の最大化を図ることで生産性向上を目的とする投資（事業統合投資）を対象事業とする
- PMI過程における統合作業に伴う投資に加え、統合効果最大化のために実施する設備投資等を対象とする

補助対象者

事業承継 M&A 補助金

補助対象者は、M&Aの形態及び承継者の属性により、以下3パターンが対象となります

	1. 承継者（法人）	2. 承継者（個人事業主）	3. 承継者法人＋被承継者法人
実施したM&Aの形態	株式譲渡 吸収合併 第三者割当増資 吸収分割 株式交換 事業譲渡	事業譲渡	株式譲渡 株式交換
補助対象者	承継者（法人）	承継者（個人事業主）	承継者（法人） 共同申請 被承継者（法人）

補助上限額、補助率等

事業承継 M&A 補助金

事業統合投資類型

補助対象となる経費区分	設備費、外注費、委託費

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	
				上乗せ額（廃業費）
事業統合投資類型	補助対象経費の2/3以内（注1）または1/2以内（注2）	100万円	800万円または1,000万円（注3）	+300万円

（注1）中小企業基本法上の小規模事業者の場合は補助率2/3以内、その他の中小企業者等は補助率1/2以内とする。
（注2）補助額の内800万円を超え1,000万円以下の部分の補助率は一律1/2以内となる。
（注3）補助事業期間において基準年度の翌年度の従業員1人当たり給与支給総額の上昇率3%以上の賃上げを実施した場合においては、補助上限額を1,000万円とする。
なお、補助額の内800万円を超え1,000万円以下の部分の補助率は1/2となる。
※事業計画期間中の各事業年度末で維持を確認し、未達の場合は上乗せ分（最大200万円）を返還。

※上表は補助率や補助額の概略である。詳細及び注意事項については、必ず公募要領を確認すること

対象となる経費 / 対象とならない経費

事業承継 M&A 補助金

【対象となる経費】

① 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
② 補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費
③ 補助事業期間終了後の実績報告で提出する証拠書類等によって、金額・支払い等が確認できる経費

【対象となる経費例】

- 工場、製造ライン、物流等サプライチェーンの統合に係る設備導入、及び導入のための工事
- 業務統合・効率化を目的としたシステムの導入・最適化等
- 販路の拡大・開拓に向けたコンサルティング、ロゴデザイン等の統一、看板の制作など

【対象とならない経費の一部】

- 委託費のうち、M&A仲介手数料、DD費用、M&Aコンサルティング費用、PMI専門家への手数料
- Webサイトの新規制作・更新等に係る費用

加点のための賃上げ要件と補助上限額の引き上げ

事業承継 M&A 補助金

賃上げ加点（2%）と補助上限引き上げ（3%）の要件は以下のとおりです

項目	内容
評価指標	**基準年度の「従業員（非常勤含む。以下同じ。）1人当たりの給与支給総額」と比較した、基準年度の翌年度の「従業員1人当たりの給与支給総額」の上昇率**
①加点 全枠	**2%以上の上昇率で加点**
②補助上限引き上げ 事業承継促進枠、PMI推進枠 事業統合投資類型のみ対象	**（事業統合投資類型のみ）** **3%以上の上昇率で補助上限が最大200万円UP**
評価指標が未達成の場合	①（加点）未達は『18か月の間、他補助金申請時に大幅減点』、②未達は補助上限額の引き上げ額（最大200万円）の返還を求める
維持確認	（事業統合投資類型のみ）3年目以降も維持を確認

※基準年度は補助事業が完了した日を含む事業年度のことを指します。詳細は16次公募要領を必ずご確認ください

申請内容の作成を第三者へ依頼する場合の注意点

事業承継 M&A 補助金

申請内容の作成を第三者へ依頼する場合は、行政書士（または行政書士法人）に限られます
その際、行政書士証票の写しと委任契約書等の写しの提出が必要となります

申請内容の作成を第三者に依頼する場合

条件

事業者が委任した行政書士（または行政書士法人）に限ります

提出物

下記①、②の書類を申請時に提出する必要がございます
①日本行政書士会連合会が発行する行政書士証票の写し
②委任契約書等（委任範囲が明記されていること）の写し

※注意事項
- 交付決定後に、行政書士（または行政書士法人）でない者が申請の作成を行ったことが判明した場合、交付決定の取消となる可能性がございます
- 申請の作成を行政書士（または行政書士法人）に委任した際に要する費用は補助対象経費にはなりません

お問い合わせ先

事業承継 M&A 補助金

特設Webサイト

事業承継・M&A補助金（16次公募）

https://shoukei-mahojokin.go.jp/r7h/

連絡先

事業承継・M&A補助金
事務局（16次公募）

＜専門家活用／廃業・再チャレンジ＞

050-3145-3812

＜事業承継促進＞

050-3192-6274

＜PMI推進＞

050-3192-6228

お問い合わせ受付時間
9：30～12：00、13：00～17：00
（土・日・祝日を除く）